

令和 8 年度

沖縄県立沖縄高等特別支援学校 入学志願者募集要項



沖縄県立沖縄高等特別支援学校

〒904-2213 うるま市字田場1243番地

電 話 098-973-1661

F A X 098-974-1680

ホームページ <http://www.okiko-sh.open.ed.jp/>

沖縄県立沖縄高等特別支援学校入学志願者募集要項

1 方針

沖縄県教育委員会の定める「令和 8 年度沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」に基づいて実施する。

2 一般入学

(1) 出願資格

学校教育法施行令(昭和28年 政令第340号)第22条の3の規定に該当する者で、軽度の知的障害を有し保護者とともに本県に在住している者又は、入学日までに県内に居住することが確実な者で、アからウのいずれかに該当し、かつエ・オを満たす者

ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を募集年度の3月に卒業又は修了(以下「卒業」という。)見込みの者。

イ 中学校等を卒業した者(以下「過年度卒業者」という。)

ウ 学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

エ 11月末日までに本校の志願前相談を受けた者

オ 公共交通機関を利用した自力通学及び、自主行動が可能な者

※出願にあたっての留意事項

志願者は出願するにあたり、教育課程の理解と適切な進路決定を促すため、学校が実施する教育相談や体験入学に原則として参加すること。

(2) 通学区域

県全域

(3) 募集定員

就労技術科 定員50名

コース別の定員は以下の通りです。

コース名	学級数	定員
就労技術	4	40
福祉	1	10

(4) 出願期間

出願期間		受付時間
令和8年	2月2日(月)	午前9時から午後4時まで
	2月3日(火)	午前9時から午後4時まで

※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

※志願者は、令和7年11月末日までに本校の志願前相談を受けるものとする。(志願変更及び第2次募集において出願する場合も同様。)

(5) 出願手続

- ア 沖縄高等特別支援学校については、就労技術コース及び福祉コースのいずれかを第1希望、もう一方を第2希望として、両方に記入する。第1希望のみを希望する場合は、第2希望の記入は要さない。
- イ 出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を本校校長へ出願期間内に一括して提出するものとする。

出願書類	摘要
① 入学志願書(第1号様式)	原則、志願者本人が直筆で記入
② 療育手帳の写し(※身体障害者手帳を所持している場合は両方の写し)又は 専門医の診断書(第11号様式)	※1 出願時に「次の判定年月」を過ぎた療育手帳は出願書類として認められない。 ※2 「次の判定年月」を過ぎた療育手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書(第11号様式) ※3 各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。
③ 健康診断書(第8号様式)	過年度卒業生のみ。募集年度の1月以降に発行されたもの。
④ 確約及び証明書(第5号様式)	離島在住者のみ(保証人の記入あり) 「令和8年度沖縄県立学校入学者選抜実施要項」P74参照
⑤ 写真票(第15号様式)	写真は、出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入したものを張り付ける。

★以下の書類については、中学校等で作成するものです

⑥ 調査書(通常教育課程履修者用(第2号様式)または知的教育課程履修者用(第2号-2様式))	※1 原則として、第2号様式を使用し、特に必要な場合に限って第2号-2様式を使用する。 ※2 特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評定している場合は、第2号様式を作成する。
⑦ 入学志願者名簿(第3号様式)	
⑧ 出願書類受領書送付用の返信用封筒および可否通知用の返信用封筒(離島・県外のみ)	角形2号に切手を貼付し、学校の住所、宛名は自校の学校長名に殿と記入する。返信用封筒に貼付する切手の料金は受検生1人(180円)

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、入学志願書(第1号様式)及び本校校長が必要と認める書類を本校校長に提出しなければならない。

エ 志願者が県外の中学校等に在学している場合は、次の手続きによる。

(ア)県外からの入学志願のための許可願(第4号様式)を募集年度の1月20日(その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日でない日)までに教育長に提出し許可を受けなければならない。

(イ)前記(ア)の許可願、入学志願書(第1号様式)のほか、本校校長が必要と認める書類を本校校長に提出しなければならない。

(6) 志願変更及び手続き

ア 志願変更

- (ア)入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた場合、出身中学校長及び本校校長が適当と認めた者は、志願先の変更(以下「志願変更」という。)を行うことができる。
- (イ)志願変更の可能な人員は、志願者が入学定員を下回らない範囲とする。
- (ウ)志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ 志願変更の日程

志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和8年2月3日(火)に発表し、入学志願変更後受付状況については令和8年2月17日(火)に発表する。

志願変更申出期間	令和8年	2月6日(金)及び2月9日(月) 午前9時から午後4時まで
入学志願書取り下げ 及び再出願期間	令和8年	2月16日(月)及び2月17日(火) 午前9時から午後4時まで

※ 志願者は、本校において11月末日までに志願前相談を受けるものとする。

- ウ 志願変更をする者は、志願変更願(第6号様式)に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。
- エ 出身中学校長等は前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に本校校長に志願変更する者の志願変更願(第6号様式)を提出し、本校において志願変更を認められた者の入学願書書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。
- オ 志願変更する者は、返却された入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「2 一般入学」の「(5)出願手続き」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先特別支援学校長に提出すること。

(7) 選抜の方法

- ア 本校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- イ 選抜委員会は、出身中学校等から提出された所定の出願書類、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。

(8) 学力検査等

- ア 学力検査は、沖縄県立特別支援学校入学者選抜学力検査実施要領に基づいて実施する。
- イ 面接検査を本校所定の様式により実施する。

(9) 学力検査等の期日、検査会場及び日程

- ア 期日 令和8年3月4日(水)、3月5日(木)
- イ 検査会場

- (ア)原則として沖縄県立沖縄高等特別支援学校(うるま市字田場1243番地)とする。
- (イ)特別に指定する地域からの志願者は、次の委託検査場又は出張検査場で受検することができるものとする。ただし、受検の許可について別途調整することがある。なお、委託検査場又は出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談までに必ず相談すること。

a 委託検査場

県立宮古特別支援学校	県立八重山特別支援学校	県立大平特別支援学校久米島高校分教室
その他県教育委員会が必要に応じて設置する委託検査場		

b 出張検査場

教育委員会が必要に応じて設置する出張検査場

ウ 検査日程

第1日目【3月4日(水)】

受 付	9:00～ 9:30
全体集会(出席点呼及び諸注意)	9:30～ 9:45
検査室入室 出席確認 検査の説明 問題配布	9:45～10:00
国 語 (50分)	10:00～10:50
休 憩	10:50～11:05
検査室入室 出席確認 問題配布	11:05～11:15
理 科 (50分)	11:15～12:05
昼 食	12:05～13:00
検査室入室 出席確認 問題配布	13:05～13:15
英 語 (50分)	13:15～14:05

第2日目【3月5日(木)】

受 付	9:00～ 9:30
全体集会(点呼及び諸注意)	9:30～ 9:45
検査室入室 出席確認 検査の説明 問題配布	9:45～10:00
社 会 (50分)	10:00～10:50
休 憩	10:50～11:05
検査室入室 出席確認 問題配布	11:05～11:15
数 学 (50分)	11:15～12:05
昼 食	12:05～13:00
面接集合 移動	13:00～13:10
面 接	13:10～16:30

エ 学力検査等に必要な持ち物

(ア) 受検者は、検査時間中、次のものを携行すること。

- ・HB以上の濃さの黒鉛筆(シャープペンシルも可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。)
- ・プラスチック製の消しゴム
- ・定規(三角定規は可、ただし、分度器及び分度器機能付き定規、三角スケールは不可)
- ・コンパス(分度器機能付きは不可)

※筆箱は机の上に出さない。

(イ) 受検者は、検査時間中、携行品以外に次のものを机の上の置くことができる。

- ・鉛筆キャップ

- ・鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。)
 - ・時計(ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェアブル端末等も不可。)
 - ・眼鏡、ハンカチ(無地のタオルを含む)、目薬、ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけを取り出したもの)
- (ウ) 体育館シューズ(室内用の靴)

(I) 名札(縦5cm、横9cm 程度)

(例) 受験番号 15
 ○○○学校
 氏名

(10) 合格発表

- ア 令和8年3月17日(火)の午前9時に本校において発表(掲示)する。発表(掲示)後ホームページにも掲載する。
- イ 本校校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等を通じて合格したことを通知する。
- ウ 合格発表に際し、受検者本人の学力検査得点について、本校において(第2次募集の合格発表の日から換算して1月以内)開示が可能である。

3 第2次募集

合格者が募集定員に満たないコースにおいて、第2次募集を行うものとする。

(1) 出願資格

出願できる者は、前記2(1)に該当する者で、県立高等学校における学力検査を受検し、合格しなかった者、または県立高等支援学校等における学力検査等を受検し合格しなかった者とする。

(2) 通学区域

県全域

(3) 出願期間

- ア 第2次募集の出願期間は、令和8年3月18日(水)及び3月19日(木)の2日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。
- イ 受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

(4) 出願手続

一般入学の学力検査を受検した者は次の手続きによる。

- ア 県立高等学校における学力検査を受検した者。
 - (ア) 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等学校の1校・1学科・1コースに出願することができる。更に、高等支援学校等又は特別支援学校高等部の1校・1学科・1コースに併願することができる。
 - (イ) 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等支援学校等の1校・1学科・1コースに出願することができる。更に、特別支援学校高等部の1校・1学科・1コースに併願することができる。
- イ 県立高等支援学校等における学力検査を受検した者。

- (ア) 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等学校の定時制課程の1校・1学科に出願することができる。更に、高等支援学校等又は特別支援学校高等部の1校・1学科・1コースに併願することができる。
- (イ) 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等支援学校の1校・1学科・1コースに出願することができる。更に、特別支援学校高等部の1校・1学科・1コースに併願することができる。
- ※出願に関する詳細は、「令和8年度沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」を参照

(5) 志願変更及び手続

ア 志願変更

志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、高等支援学校等、学科又はコースを変更(以下「2次志願変更」という。)することができる。

イ 2次志願変更の日程

志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和8年3月19日(木)に発表し、入学志願変更後受付状況については令和8年3月23日(月)に発表する。

ウ 入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和8年3月23日(月) 午前9時から午後4時までとする。

エ 2次志願変更をする者は、第2次募集志願変更願(第12号様式)に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

オ 出身中学校長等は、所定の期間内に本校校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類の返却を受けるものとする。

なお、郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書の返却は、原則として行わない。

カ 2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「3 第2次募集」の「(4) 出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先高等学校長、高等支援学校長及び特別支援学校長に提出すること。ただし、第二志望の変更については、志願先学校長に第2次募集志願変更願(第12号様式)で申し出るだけでよい。

(6) 選抜の方法

ア 選抜は、学力検査等成績証明書(第14号様式)、調査書(第2号様式、第2号-2様式)、面接の結果等を資料として行う。

イ 学校作成の付加問題(国語・数学)の結果を含める。

(7) 第2次募集選抜検査の期日、場所

ア 期日 令和8年3月25日(水) 午後

イ 場所 沖縄県立沖縄高等特別支援学校(うるま市字田場1243番地)

(8) 合格発表

ア 令和8年3月27日(金) 午前9時に本校において発表(掲示)する。同時に、ホームページにも掲載する。

イ 合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長を通じて合格したことを通知する。

4 追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

(1) 追検査の場所

沖縄県立沖縄高等特別支援学校(うるま市字田場 1243 番地)

(2) 申し出等の日程及び手続き

ア 申し出期間、受付時間

令和8年3月4日(水)午前9時から午後4時

3月5日(木)午前9時から正午まで

イ 追検査の対象に該当し、受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校を通じて、「追検査受検希望届」(追検査第1号様式(特支高))に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、本校に提出すること。

(3) 追検査の期日及び時間割等

令和8年3月9日(月)

受付・説明	8:30~8:50
移動、入室、指示説明、問題配布	8:50~9:00
国 語 (50分)	9:00~9:50
休憩	9:50~10:00
入室、問題配布	10:00~10:05
理 科 (50分)	10:05~10:55
休憩	10:55~11:05
入室、問題配布	11:05~11:10
英 語 (50分)	11:10~12:00
昼食	12:00~12:45
入室、問題配布	12:55~13:00
社 会 (50分)	13:00~13:50
休憩	13:50~14:00
入室、問題配布	14:00~14:05
数 学 (50分)	14:05~14:55
移動等	14:55~15:00
面 接 (各15分程度)	15:00~

(4) 追検査の学力検査等に必要な持ち物

前記「2 一般入学」の「(9) Ⅰ 学力検査等に必要な持ち物」に同じ

(5) 追検査の合格発表

「2 一般入学」の「(10)合格発表」に同じ

5 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取り扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。
- (2) 志願者のうち、帰国子女等について、県立特別支援学校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式2)を中学校長等を経て本校校長に提出することができる。
- (3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

6 不登校生徒等の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書(第13号様式)を中学校長等を経て本校校長に提出することができる。自己申告書(第13号様式)の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校等名、本人氏名を記入すること。
- (2) 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。

7 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 県立特別支援学校受験の配慮については、「学力検査等に際しての配慮願い書」(第16号様式)に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて中学校長等を経て本校校長に提出することができる。必要書類を沖縄県教育庁県立学校教育課に10月末日までに提出する。
手続きの詳細については、令和7年9月17日付け教県第1293号「令和8年度県立特別支援学校高等部入学者選抜に係る学力検査等における配慮及び配慮願いの提出等について(通知)」にて県が定めた手続きを参照。
- (2) 提出された書類を基に県立学校教育課が審査し、「学力検査等に際しての配慮可否通知」を志願者及び中学校へ通知する。
- (3) 出願時に「学力検査等に際しての配慮願い書」(第16号様式)、診断書等、「学力検査等に際しての配慮可否通知」、その他必要な書類等を中学校長を経て本校校長に提出する。
- (4) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、配慮事項に基づいて学力検査等を実施する。

8 その他

- (1) 中学校長等は、本校に合格した者について、学校教育法施行規則第24条第1項に規定する当該生徒の指導要録の抄本又は写し、学校保健安全法施行規則(昭和33年度文部省令第18号)第8条第1項に規定する生徒健康診断票及び歯の検査票並びにキャリアパスポートを募集年度の3月末日までに本校校長に提出する。